

VI 東日本大震災に係る支援策

【被災中小企業者向け相談窓口等】

1 経営・金融及び雇用支援相談窓口

東日本大震災で被害又は影響を受けた県内中小企業の事業再建、経営安定、雇用支援等に係る相談に応じるため、関係機関において常設相談窓口を設置しています。

このうち、「青森県産業復興相談センター」（青森市）では、震災からの復興の可能性のある中小企業者に対し、窓口相談対応のみならず再生計画策定支援などを行い事業再生促進に努めています。

(1) 経営・金融相談

		住 所	電話番号
日本政策金融公庫	青森支店	青森市長島 1-5-1	017-723-2331
	弘前支店	弘前市大字上鞆師町 18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
	八戸支店	八戸市大字馬場町 1-2	0178-22-6274
商工組合中央金庫	青森支店	青森市長島 2-1-7	017-734-5411
	八戸支店	八戸市大字八日町 40-2	0178-45-8811
県信用保証協会	青森営業所	青森市新町 2-4-1 県共同ビル 4階	017-723-1353
	弘前支所	弘前市上鞆師町 18-1 商工会議所会館 3階	0172-32-1331
	八戸支所	八戸市堀端町 2-3 商工会館 1階	0178-24-6181
	五所川原支所	五所川原市東町 17-5 商工会館 4階	0173-35-4121
	十和田支所	十和田市西二番町 4-11 商工会館 4階	0176-23-4331
	むつ支所	むつ市中央 1-4-6	0175-22-1204
商工会議所	青森商工会議所	青森市橋本 2-2-17	017-734-1311
	弘前商工会議所	弘前市上鞆師町 18-1	0172-33-4111
	八戸商工会議所	八戸市堀端町 2-3	0178-43-5111
	黒石商工会議所	黒石市市ノ町 5-2	0172-52-4316
	五所川原商工会議所	五所川原市東町 17-5	0173-35-2121
	十和田商工会議所	十和田市西二番町 4-11	0176-24-1111
	むつ商工会議所	むつ市小川町 2-11-4	0175-22-2281
	県商工会連合会	青森市新町 2-8-26	017-734-3394
県内各商工会	県商工会連合会のホームページをご覧ください。		
県商工政策課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9368	
県地域産業課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9373	
21 あおもり産業総合支援センター	青森市新町二丁目 4番 1号	017-777-4066	
青森県産業復興相談センター	青森市新町二丁目 4番 1号	017-752-9225	

(2) 雇用支援相談

		住 所	電話番号
青森労働局総合労働相談コーナー		青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8階 青森労働局雇用環境・均等室内	017-734-4211
労働基準監督署	青森総合労働相談コーナー	青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎 8 階	017-734-4444
	弘前総合労働相談コーナー	弘前市南富田町 5-1	0172-33-6411
	八戸総合労働相談コーナー	八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1 階	0178-46-3311
	五所川原総合労働相談コーナー	五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3 階	0173-35-2309
	十和田総合労働相談コーナー	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階	0176-23-2780
	むつ総合労働相談コーナー	むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4 階	0175-22-3136
県内各ハローワーク	青森安定所	青森市中央 2-10-10	017-776-1561
	八戸安定所	八戸市沼館 4-7-120	0178-22-8609
	弘前安定所	弘前市大字南富田町 5-1	0172-38-8609
	むつ安定所	むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
	野辺地安定所	上北郡野辺地町字屋場 12-1	0175-64-8609
	五所川原安定所	五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171
	三沢安定所	三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178
	十和田出張所	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
	黒石安定所	黒石市緑町 2-214	0172-53-8609
県労政・能力開発課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9396	

2 青森県産業復興相談センター事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再開や事業再生を支援するために、平成23年12月19日に設置された公的機関による国の委託事業です。

現在は、中小企業再生支援協議会との一体化により、機動的かつ迅速な相談体制を確立し、再生計画策定支援を行っているほか、他の関係機関との連携強化を図りながら、県内企業の経営上の広範な内容の相談に対応しています。

- (1) 目的 東日本大震災による被災企業を含む県内中小企業を対象とした総合的な相談窓口及び常駐専門家の設置により、中小企業者の事業再生に向けた取組みを支援し、迅速な地域経済の活力の再生を図ることを目的としています。
- (2) 対象者 震災からの復興の可能性のある中小企業者を含め、積極的に経営改善に努めようとする事業先を対象とします。
- (3) 支援内容 経営改善に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います。
- ・ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ・ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ・ 中小企業再生支援協議会と連携した事業再生、経営改善支援
 - ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携による旧債務の整理等、事業再生支援（ただし、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町に事業所を有する事業者に限られます。）

【担当窓口】 青森県産業復興相談センター TEL 017-752-9225
(公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内)

東日本大震災により事業活動に影響を 受けている県内中小企業の方へ

東日本大震災により事業活動に影響を受けている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金において「東日本大震災中小企業経営安定枠」を実施しておりますのでご活用ください。（平成31年度末まで）

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

(1) 県内に事業所を有する中小企業者であること

(2) 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの

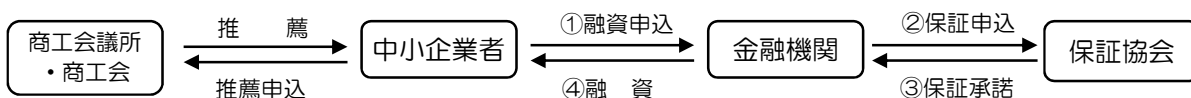
- ① 震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上減少しているもの
- ② 震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの
- ③ 震災により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの

(3) 上記(1)及び(2)いずれにも該当するものとして、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けていること

ご融資の条件

- 融資限度額 8,000万円
- 融資利率 ① 0.7%
②、③ 0.9%
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

融資の手続き



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお「東日本大震災復興緊急保証」を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ

県では、特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金において、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を最優遇金利により支援しておりますのでご活用ください。(平成31年度末まで)

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する県内中小企業者（創業する者を含む）

- ① 常時使用する従業員（雇用期間の定めがない正社員）を2人（新規学卒者など一定の要件に該当する場合※1）は1人）以上雇用する計画の事業を行う方
 - ② 創業や新商品開発など県が推進する前向きな取組（※2）で、かつ、①に掲げる雇用条件を満たす計画の事業を行う方
- 【 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用すること、及び法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。】

（※1）一定の要件に該当する場合は、新規学卒者のほか、障害者、中高年非自発的離職者、震災離職者を正規職員として再雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合が該当します。

（※2）詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内』チラシ、または要綱・取扱要領でご確認ください

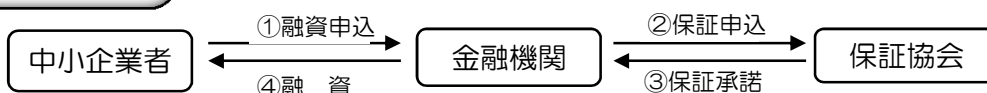
ご融資の条件

- 融資限度額 1億円
- 融資利率 ①年0.9%
②年0.7%（3人以上雇用する場合は年0.5%）
- 融資期間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時及び雇用開始後1年経過時点で、県（商工政策課）に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。
※雇用開始後すみやかに提出する書類 ※1年経過後すみやかに提出する書類
- ① 常用従業員雇用状況報告書（所定の様式） ① 常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し ② 貸金台帳の写し
- ③ 雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し ③ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ④ 健康保険証の写し
- ⑤ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ⑥ 新規学卒者等、一定の要件の者を雇用した場合は、それを証明する書類（卒業証明書など）
- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率が変更される（引き上げられる）こととなりますので、ご注意ください。

融資の手続き

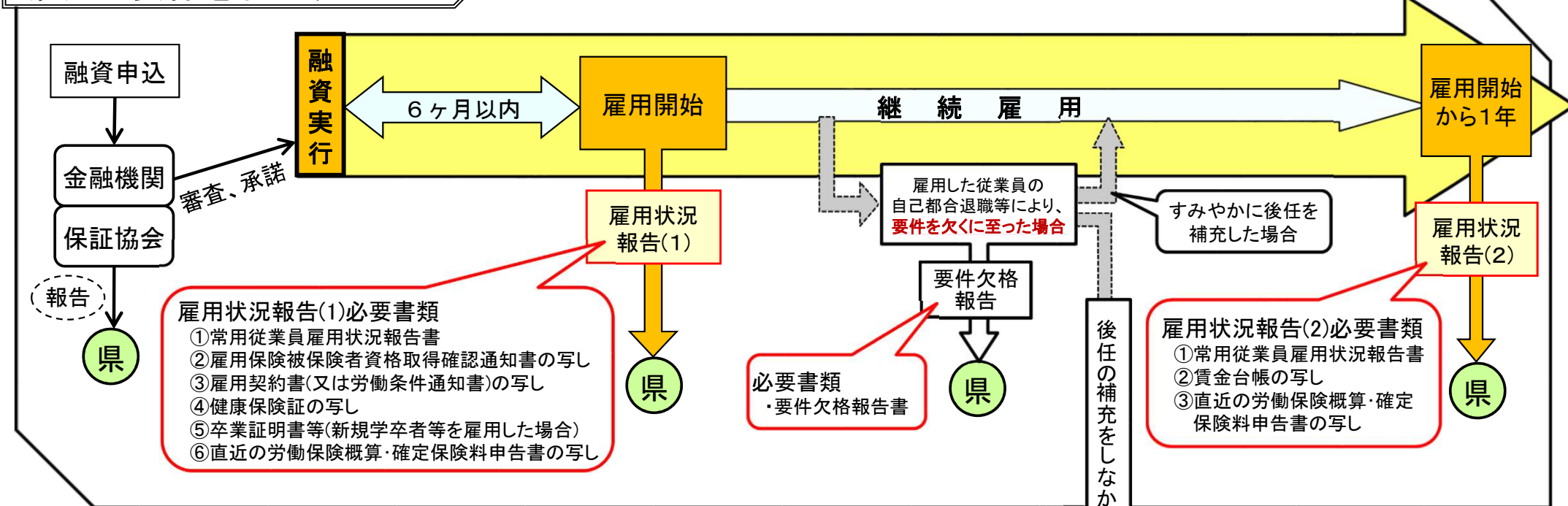


融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

「選ばれる青森」への挑戦資金(雇用創出計画)における雇用スキーム(イメージ図)

雇用の要件を満たすケース



雇用の要件

- ① 正社員として雇用すること(雇用期間の定めがないこと)
- ② 労働保険及び健康保険に加入すること
- ③ 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、雇用開始後1年以上継続して雇用すること
- ④ 雇用開始後及び雇用開始から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告すること

雇用の要件を欠いた場合

融資実行

融資利率

0.9%

0.7%

0.5%

以下のケースに該当した場合などは、**融資利率の条件が変更されます!**

- ! 融資実行後6ヶ月以内に雇用しない
- ! 健康保険等に参加していない
- ! 有期契約の臨時雇用
- ! 雇用開始後の雇用状況報告なし
- ! 雇用開始1年経過後の雇用状況報告なし
- ! 雇用を1年以上継続しない

条件変更

変更後の融資利率(例)

金融機関所定金利-0.3%(*)

(*) 融資対象事業や雇用状況等により異なる場合があります。

【物流及び企業活動の活性化に向けた支援】

1 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金

東日本大震災により港湾機能が低下した八戸港から、他港等へ利用転換した荷主企業が存在する状況を踏まえ、八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

(1) 対象者 八戸港を利用してコンテナ貨物を輸出入する荷主企業

(2) 補助メニュー

① 新規・増加貨物補助

条件：前年より51TEU以上増加

(※TEU:Twenty-foot-Equivalent Units 国際的に統一された海上コンテナの単位。コンテナ取扱量やコンテナ船の積載能力を表す。増加量が50TEU以下の場合は八戸港国際物流拠点化推進協議会の小口増加補助メニューを利用できます。)

対象：増加分1TEU目から

補助額：10,000円/TEU、京浜経由12,500円/TEU

上限額：250万円/社

② 陸送費補助

条件：納品先、出荷元が八戸港コンテナターミナルから50km以上離れている荷主で、次のいずれかに該当する者。

ア 前年八戸港の利用がない新規荷主

イ 東南アジア（台湾、香港、ASEAN）向けに県産農林水産物（加工品含む）を輸出する荷主

補助対象：トラック、トレーラー等の陸送経費（バンニング経費、倉庫保管料等を除く）

補助額：対象経費の3分の1、15,000円/TEUまで

上限額：40万円/社

③ リーフアーコンテナ補助

条件：前年と比較し、リーファーコンテナの増加量を増加させた荷主

補助対象：リーファー増加1TEU目から

補助額：2,500円/TEU

上限額：25万円/社

※注1 2019年度における補助対象期間は2019年1月1日～12月31日です。

※注2 2019年度における前年とは2018年1月1日～12月31日の期間をいいます。

(3) 実施期間 2019年度～2020年度

詳細は、お問い合わせください。

【担当窓口】 県県土整備部 港湾空港課 港湾振興グループ
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194